

帯広畜産大学生協 IC カード規則

(大学生協の IC カードとは)

第 1 条 ここでいう帯広畜産大学生協 IC カードとは、Tuo カードに IC チップを搭載したカードをいいます。

(大学生協の IC カード発行)

第 2 条 TuoIC カードは Tuo カード規約(全国大学生協連と各カード会社の合意により制定・改廃)に基づき発行されますが、IC カードとしては本規約に基づき生協の組合員に発行されるものとします。IC カードの発行を受けた組合員を以下 IC カード組合員とします。

(大学生協の IC カード利用)

第 3 条 IC カード組合員は、カードに貼付された IC チップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができます。

2 カードの利用にあたっては本規則を遵守するものとします。

3 IC カード組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第 1 項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

(カードの紛失・盗難)

第 4 条 IC カード組合員がカードを紛失し、または盗難に遭った場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。

2 カードを紛失し、または盗難にあった IC カード組合員が当該カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めるときに限り、当該カードを再利用できるものとします。

3 カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた「ポイントの不正使用」「プリペイド残高の不正使用」等の一切の損害については、クレジットカードとして不正利用され所定の手続きを経てカード会社が保証した場合を除き、IC カード組合員がこれを負担するものとします。

(カードの再発行)

第 5 条 IC カード組合員は、カードの忘失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。

2 IC カード組合員は、カードの再発行を受ける場合、500 円(消費税込)の手数料を負担するものとします。

(内容の確認)

第 6 条 IC カード組合員は、カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちにカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

(個人情報)

第 7 条 生協は、別途定める個人情報保護方針に従い、IC カード組合員がカードを申し込み、あるいは IC カード組合員がカードを利用することによって生協が入手した IC カード組合員のプライバシーに関わる情報を、生

協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第 8 条 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 IC カード組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(カードの利用停止と返却)

第 9 条 生協は、IC カード組合員が次の何れかに該当した場合、生協が生協の提供するサービスについて、当該カード組合員のカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることとします。

(1) 申し込み時に虚偽の申告をした場合

(2) 本規約のいずれかに違反した場合

(3) カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合

(4) 磁気ストライプ及び IC チップに記録された内容を改ざんした場合

(5) その他、組合員のカード使用状況が適当でないとして生協が判断した場合

2 IC カード組合員が、自らカードの利用を停止する場合には、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

(免責)

第 10 条 IC カード組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

(通知)

第 11 条 IC カード組合員への通知は、定款に定める公告・及び帯畜大生協ホームページへの掲載をもって行うこととします。

(準拠法・合意管轄裁判所)

第 12 条 本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。カード組合員は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、帯広の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(改廃)

第 13 条 本規則の改廃は帯畜大生協理事会が行い、IC カード組合員に通知するものとします。

(施行)

第 14 条 本規則は 2006 年 3 月 1 日から施行します。

帯広畜産大学生協 IC カード利用規則

第1部 プリペイド条項

(プリペイド利用方法)

第1条 IC カード組合員は、IC カード対応 POS レジスタ等を用いて現金により入金することで、IC チップに入金額を記録することができるものとします。

- 2 IC カード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）及び IC カード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

(プリペイド利用の限度額・手数料等)

第2条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを IC カード組合員に通知するものとします。

- 2 IC カード組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(プリペイドが利用できない場合)

第3条 IC カード組合員は、次の場合カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、カードを利用できない場合
- (2) 指定店舗がカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合

(プリペイドの忘失・汚損等)

第4条 カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、IC カード組合員は再発行の届出を行うものとします。

- 2 IC カード組合員がカードを忘失し、または盗難にあった場合は届出を行うものとします。忘失には Tuo-IC カードの本人の規則違反による回収、機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後、再発行されたカードにこれを記録するものとします。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとします。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、IC カード組合員等の故意又は重大な過失によるものと生協が判断した場合、プリペイド未使用残額の保証はしないものとします。

(返金の禁止)

第5条 プリペイド未使用残額の返金は、IC カード組合員の退学・死亡などの事由により、IC カード組合員がカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってカードを生協に提示した場合を除き、行わないものとします。

- 2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。

第2部 ポイント条項

(ポイント利用方法)

第6条 ICカード組合員は生協利用時に生協所定の各店舗のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準でポイント券として発券されます。ICカード組合員はポイント券を金券として指定店舗で利用することができます。

(ポイントが蓄積できない場合)

第7条 ICカード組合員は、次の場合カードへのポイント蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電、特設店舗での端末機の未設置等により、カードを利用することができない場合。ただし生協がポイントの事後登録等の特別の措置とった場合はこの限りではありません
- (2) ICカード組合員が利用の場面でカードを提示しなかった場合

(ポイントの忘失・汚損等)

第8条 カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード組合員は再発行の届出を行うものとします。

- 2 ICカード組合員がカードを忘失し、または盗難にあった場合は、第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。忘失には Tuo-IC カードの本人の規約違反による回収、機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、当該カードにポイント残額がある場合、生協は当該未使用残額を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとします。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、ICカード組合員等の故意又は重大な過失によるものと生協が判断した場合、ポイント残額の保証はしないものとします。

第3部 ミールカード条項

(ミールカード利用方法)

第9条 ICカード組合員は、ミールカードに供する期間に対応する生協が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、ICカードによるミールカード利用ができるものとします。

- 2 ICカード組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)及びICカード対応機器で、ミールカードによる食事等を利用することができます。

(ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

第10条 生協は、ミールカード利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをICカード組合員に通知するものとします。

- 2 ミールカード申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(ミールカード利用の制限)

第 11 条 IC カード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
- (2) 第 10 条 1 項による食事等商品以外の商品の購入およびサービスの利用の場合
- (3) 生協が指定した利用期間及び 1 日あたり利用限度額を超えた場合
- (4) カードの紛失、汚損、指定食堂等の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合
- (5) ミールカード保持者本人以外の利用の場合

(ミールカードの紛失・汚損等)

第 12 条 カードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、IC カード組合員は「IC カード規則」第 5 条にいう再発行の届出を行うものとします。

- 2 IC カード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「IC カード規則」第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとします。紛失には TuolC カードについては本人の規則違反による回収、機械トラブルを含みます。
- 3 前 2 項の場合において、IC カード組合員がミールカード申込者であり当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード機能を設定するものとします。
- 4 前 3 項の規定に関わらず、本条第 1 項及び第 2 項にいう事由が、IC カード組合員等の故意又は重大な過失によるものと生協が判断した場合、ミールカード未使用分残高は保障しないものとします。

(返品・返金の禁止)

第 13 条 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに第 14 条による場合のほかは、受け付けないものとします。

(中途退学等の場合の返金)

第 14 条 IC カード組合員が、ミールカード利用期間中において、中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって、1 ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、生協は、IC 組合員からの事前もしくは事後 1 年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード未使用期間に相当する残額を返金することとします。ただし、未使用期間については月割りで算出することとし 1 ヶ月未満分は切り捨てとします。

- 2 IC カード組合員が、ミールカード購入後半年以内において解約を希望する場合は、生協が別途定める方法により返金をすることとします。
- 3 IC カード組合員は、前項 2 項以外の場合における未使用期間分の返金については一切行わないことをあらかじめ承諾するものとします。

第 4 部 仮カード条項

（仮カードの発行）

第 15 条 組合員は、IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより仮カードの発行を受けることができます。
仮カードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

（仮カードの返却）

第 16 条 仮カードの発行を受けた組合員が IC カードを入手した場合、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。前項で定められた預託金を生協が預かっている場合は、生協は、仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

（仮カードの残額移行）

第 17 条 仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のマイルカード設定を移行することができます。

（改廃）

第 18 条 本規則の改廃は帯広畜産大学生協理事会が行い、IC カード組合員に通知するものとします。

（施行）

第 19 条 本規則は 2006 年 3 月 1 日から施行。

2007 年 3 月 1 日に一部改定。

2016 年 2 月 17 日に一部改定。